

flier サービス利用規約（法人用）

この規約（以下「本規約」と称します。）は、株式会社フライヤー（以下「当社」と称します。）が提供する法人向け電子書籍要約サービス「flier エンタープライズ」（以下「本サービス」と称します）の利用に関する条件を、本サービスを利用する法人、組合その他の団体（以下「利用団体」と称します。）と当社および本サービスの販売者 日本ユニシス株式会社（以下「販売店」と称します。）との間で定めるものです。

第1条 本規約への同意

1. 利用団体は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。
2. 利用団体は、本サービスを実際に利用することによって本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
3. 本サービスにおいてガイドライン、個別利用契約等、本規約とは別に定め（以下「個別利用契約等」といいます。）がある場合、利用団体は、本規約のほか個別利用契約等の定めにも従って本サービスを利用しなければなりません。個別利用契約等において、本規約と異なる定めをした場合には、個別利用契約等の定めが本規約の定め優先して適用されるものとします。

第2条 規約の変更

1. 当社は、あらかじめ利用団体の承諾を得ることなく、いつでも本規約の内容を変更することができます。
2. 当社が本規約の内容を変更した場合には、速やかに、その変更内容を利用団体に通知するものとし、通知において指定された期日以降は、変更後の本規約が適用されます。契約者は当該変更について同意できないときは、当該変更通知後2週間以内に販売店所定の方法により当該変更を不服とする旨とともに利用契約の解約を販売店に通知をすることで、当該変更後に係る利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者は当社および販売店に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。なお、当該解約がサービス利用期間内（1日～末日）になされた場合には、販売店は、第16条2項にもとづき、解約日の属する月までのサービス利用料金を請求できるものとします。

第3条 通知

1. 当社および販売店は、本サービスに関連して利用団体に通知をする場合には、本サービスを提供するためのサイトへの掲示または本サービスに登録された利用団体の電子メールアドレスもしくは住所に宛てて電子メールまたは文書を送信する方法など、当社および販売店が適当と判断する方法で実施することができます。
2. 本サービスに登録された利用団体の電子メールアドレス宛にメールを配信した際に、メールが何らかの事情でエラーになった場合であっても通知をしたものとみなします。メールが受信できなかったことにより、利用団体に損害が生じたとしても当社および販売店は一切の責任を負いません。
3. 利用団体は、商号、利用団体の従業員数等本サービスの申込書記載内容に変更が生じた場合、速やか

に販売店へ通知するものとし、申込み内容の変更について協議を行うものとし、

第4条 本サービスの概要

1. 当社は、利用団体に対し、「flier サービス」と称する名称のもと、下記各号に定める内容を主たる機能とするサービスを提供するものとし、
 - (1) 利用団体に現に所属している従業員（以下「利用者」といいます。）が、当社の選定する書籍の要約情報（以下「本要約」とします。また、当社が正当な権限に基づき著作物等を編集または加工し、本サービスを通じて配信可能な形態にしたものをいい、書名、著作者名、表紙等の画像および配信に必要な情報を含みます。以下同じとします。）を別途当社が定める条件（本規約以外の利用条件、本サービス申込書記載条件を含む。）に従い閲覧することができる機能
 - (2) その他、本サービスを遂行するに必要となる機能
 - (3) 当社は、利用団体の管理者（以下「管理者」）に対して「管理者用 ID」および「管理者用パスワード」を用いて、利用者の管理機能を使用できる権限を発行するものとし、管理者は、本サービスに係る当社と利用者との連絡業務等を担当する、利用団体における管理者をいうものとし、
2. 利用団体は、別途当社が指定する本サービス専用の会員登録画面を利用者へ通知し、利用者に当該画面を介して会員登録（以下「会員登録」といいます。）を行わせるものとし、
3. 当社および販売店は、その裁量をもって、利用団体に予告することなく、本サービスの詳細（本サービスの利用環境を含みますがこれに限られません。）を変更することができます。
4. 当社は、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件については、「サービス仕様書」（以下「サービス仕様書」）に記載するものとし、

第5条 利用環境の整備等

1. 利用団体は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、準備し、本サービスが利用可能な状態に置くとともに、任意の電気通信サービスを経由して本サービスに接続するものとし、また、利用団体は、自己の利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等の対策を講じるものとし、当社および販売店は利用団体の利用環境について一切関与せず、一切の責任を負いません。
2. 利用団体は、当社が別途指定する端末・OS等の環境（以下「対応端末」といいます。）で本サービスを利用するものとし、（1）対応端末以外の環境では本サービスの全部または一部が利用できない場合があること、および（2）当社は、事前の予告なく対応端末を変更する場合があることについてあらかじめ同意するものとし、
3. 利用団体は、本サービスの利用に伴い当社のデータセンターとの間で送受信される、またはその他何らかの方法で当社と利用団体との間で授受される契約者に関するデータ（以下「データ」といいます。）について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとし、
4. 本サービスの利用に起因するデータの滅失または損傷については、当社および販売店はいかなる責任も負わないものとし、

第6条 利用者の登録等

1. 利用団体は、利用者が会員登録を行うに際し、利用者に対し、当社所定の方法により、真実、正確かつ完全な情報を登録させるものとし（かかる登録対象となる情報を以下「登録情報」といいます。）、登録情報に変更が生じた場合（利用者の退職等により当該利用者の登録情報を削除する場合を含みますがこれに限られません。）には、速やかに所定の変更手続きを行わせることとします。なお、登録情報として登録するメールアドレスは、現に使用されているものとし、
2. 登録情報の変更がなされなかったことにより生じた損害については、当社および販売店は一切の責任を負いません。
3. 管理者および利用者は、管理者用 ID および管理者用パスワード、ならびに利用者の ID および利用者用パスワード（以下併せて「ID 等」と称します）を厳重な注意をもって管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとし、管理者または利用者以外の第三者に開示してはならないものとし、
4. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、契約者の責任において対処するものとし、当社および販売店はいかなる責任も負わないものとし、
5. 利用団体は、ID 等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとし、ただし、当該 ID 等によりなされた利用は、利用団体によりなされたものとみなし、利用団体は、本サービスにもとづく当社および販売店に対する一切の債務を免れることはできないものとし、

第7条 利用団体の責任

利用団体は、利用者による本サービスにかかる全ての利用条件を遵守させるものとし、利用者による利用条件の違反、使用上の過誤等による利用団体または利用者による生じる損害について、当社および販売店は一切の責任を負いません。

第8条 利用制限および禁止行為

1. 利用団体は、本サービスの利用にあたり、下記各号に定める事項に同意します。
 - (1) 本サービスを管理するサーバーに登録または記録された一切の情報（但し、本要約ファイルは除きます。）について、当社に保存する義務はないこと
 - (2) 著作者、出版社等本要約の著作物の権利者からの要請があった場合は、かかる要請の対象となる本要約を閲覧することができなくなる場合があること
2. 利用団体は、本サービスの利用にあたり、利用者をして、以下の行為（以下の行為に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含みます。）を行わせてはならないものとし、
 - (1) 他人の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) 他人のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (3) 他人の財産、名誉・信用等を侵害する行為
 - (4) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - (5) 事実に反する情報を提供する行為（第三者に成りすます行為も含みます。）
 - (6) 本サービスの運営を妨げたり、信用を傷つけたりする行為

- (7) 本サービスを管理するサーバーに対して、コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを配信する行為、データセンターや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (8) 会員登録に伴い当社より利用者へ発行される ID およびパスワード（以下「アカウント」といいます。）を第三者に利用させ、または、貸与、譲渡、売買、質入等不正に使用する行為
- (9) 1 アカウントを複数の利用者で使用する行為
- (10) 法令に違反する行為、または法令に違反するおそれのある行為
- (11) わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (12) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (13) リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブルおよびそれに類する行為
- (14) 本サービスの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為
- (15) ソースコードにアクセスする行為
- (16) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (17) その他、当社が不適切であると判断する行為

第9条 利用停止措置等

1. 当社および販売店は、利用団体が本サービスの利用に際して次の各号の一にでも該当する場合、およびその他の業務上の必要がある場合、あらかじめ利用団体に通知することなく、利用団体に対して、本サービスの利用の停止その他当社および販売店が適切と判断する措置（以下「利用停止措置等」といいます。）をとることができます。利用停止措置等は、当社および販売店の裁量で行うことができ、当社および販売店は、利用停止措置等を行った理由について、開示する義務を負いません。
 - (1) 法令または本規約に違反し、あるいは違反するおそれがあると当社および販売店が認めた場合
 - (2) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき
 - (3) 支払いの停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき
 - (5) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
 - (6) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと当社および販売店が判断するとき
 - (7) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、当社および販売店の催告にもかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合
 - (8) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社および販売店が判断した場合
2. 当社および販売店は、前項各号により利用停止措置等に起因して生じた損害について、一切の責任を負いません。また、利用停止措置等によって、利用料金は減額されるものではありません。

第10条 運用停止

1. 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。
 - (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータセンターもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由

による場合

(2) データセンターの保守を実施する場合

(3) 第 25 条第 4 項第 1 号、第 4 号乃至第 8 号に規定の事由が発生した場合

(4) その他非常事態が発生した場合

2. 当社は、前項各号により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、当社が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なくその旨を契約者に通知するものとします。
3. 第 1 項により本サービスが停止され、契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社および販売店はいかなる責任も負わないものとします。

第 11 条 サービスレベルアグリーメント

1. 当社は、サービスの提供水準として、サービス仕様書記載のサービスレベルの基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供するものとします。
2. 当社は、サービスレベルを、利用契約にもとづく本サービスの内容を変更しない範囲で、変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベルが適用されるものとします。
3. サービスレベルは、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービス仕様書に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも、当社および販売店は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
4. サービスレベルは、利用契約で除外されているサービスおよび免責事項に起因して生じたものには適用されないものとします。

第 12 条 著作権、商標等

1. 本サービスに含まれるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等一切の著作物（本要約ファイルを当然に含みます。）に関する著作権は、当社または著者、出版社その他の第三者に帰属するものです。管理者、利用者および利用団体は、これらを著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製のために利用することはできません。
2. 本サービスに含まれる一切の商標、サービスマーク、ロゴ等は当社または著者、出版社その他の第三者の登録商標又は商標です。管理者、利用者および利用団体はこれらを本サービスの利用以外の目的で利用することはできません。
3. 管理者、利用者および利用団体は、前 2 項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第 13 条 秘密の保持

1. 契約者、当社および販売店は、利用契約の履行に関連して秘密もしくは非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、契約者、当社および販売店は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえで、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方が開示を行った時点で既に当事者が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
2. 前項の定めにかかわらず、契約者、当社および販売店は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先、当該裁判所または当該行政機関に対し開示することができるものとします。契約者、当社および販売店は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかに相手方に通知するものとします。
3. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。
5. 全各項の規定に関わらず、本サービス遂行上当社が必要と認めた場合には、第 24 条規定の再委託先のために必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当社および販売店は再委託先に本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは秘密情報および複製等を相手方に返還し、秘密情報がクライアント機器やデータセンターのサーバー等に記録されている場合はこれを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとします。ただし、当該期間満了以前に、契約者が当社に秘密情報を特定して秘密保持義務の継続を要請した場合は、当社および販売店は当該秘密情報に関し更に1年間本条に定める義務を負うものとし、以後も同様とします。

第 14 条 個人情報

1. 当社および販売店は、管理者および利用者の個人情報を、本サービスの運営の目的に利用し、これ以外の目的のために利用しないものとします。但し、次の各号の場合はこの限りではありません。
- (1) 管理者または利用者に対し、当社または著者、出版社その他の第三者の広告宣伝のための電子メール等を送付する場合
 - (2) 管理者または利用者から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
 - (3) 管理者または利用者に対し、アンケートを実施する場合
 - (4) 管理者または利用者の個人情報の属性、本サービスの利用状況等の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないよう加工したうえで統計データを作成し、またはマーケティング活動に利用する場合
 - (5) 本サービスの運営にかかる業務を委託する場合
 - (6) 管理者または利用者の同意を得た場合

(7) 法令に基づき開示する場合

2. 当社および販売店は、管理者または利用者から自らの個人情報に対する確認の問い合わせを受けた場合、当該管理者または利用者の本人確認をした上で、これに応じるものとします。その結果、個人情報に誤りが発見された場合には、当該管理者または利用者は、その訂正または削除を求めることができます。管理者または利用者は、アカウントを使ってログインすることにより、登録情報の確認・訂正を随時行うこともできます。

3. 個人情報の取り扱いについては、第 13 条規定の第 3 項乃至第 6 項の規定を準用するものとします。

第 15 条 情報漏洩時の対応

1. 契約者、当社および販売店は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

2. 当社および販売店の責に帰すべき事由により秘密情報または個人情報が漏洩し、これにより契約者に損害が生じた場合、当社および販売店は契約者に対し第 25 条第 5 項に定める損害賠償責任を負うものとします。

第 16 条 利用料金

1. 利用団体は、本サービス利用の対価として、利用団体が選択した本サービスの申込書に記載の料金（以下「利用料金」といいます。）を販売店に対し支払うものとします。

2. 別段の定めがある場合を除き、利用団体が支払うべき利用料金は、月の途中で本サービスの利用を開始し、または終了した場合であっても、利用団体は、当月分全額の月額料金を販売店に対し支払うものとします。また、利用団体は、本サービスの利用の有無に関わらず、月額料金を支払うものとします。

3. 販売店は、利用団体に対し利用料金にかかる請求書を発行し、利用団体は当該請求書発行月の翌月末日までに当社が指定する銀行口座へ現金にて振り込むことで利用料金を支払うものとします。

4. 利用団体は、利用料金の決済方法について、以下に定める事項にあらかじめ同意します。

(1) 販売店は、利用料金の決済業務（利用料金を当社に代わって受領することを含む）を第三者に委託することができること

(2) 販売店は、前号の委託に関連して、かかる委託を受けた第三者（以下「決済代行業者」といいます。）に対し、当社が利用団体に対して有する利用料金及び購入代金支払請求権を債権譲渡する場合があること

(3) 第 1 号の委託に関連して、決済代行業者が利用料金の決済に関する条件を別に提示する場合があります。これに同意できないときは、本サービスの利用を継続できないこと

第 17 条 契約期間

本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、本サービスの利用申し込みを行った日から 1 年間とします。但し、本契約の定めに基づき解約または解除されない限り、本契約は同一条件でさらに 1 年間継続し、その後も同様とします。

第 18 条 利用団体による解約

利用団体は、解約希望日の2カ月前までに当社所定の手続きを完了させることにより、当該日をもって本契約を解約することができます。

第19条 当社および販売店による契約解除

1. 利用団体が、以下の各号の一つに該当する場合、当社および販売店は、利用団体に対して事前に通知することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前3号のほか、利用団体の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散または営業停止となったとき
 - (7) 営業方法等について行政当局による注意または勧告、もしくは行政処分を受けたとき
 - (8) 利用団体が当社のコンピュータに保存されているデータを当社に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (9) 本サービス利用態様が公序良俗に反すると当社および販売店が判断したとき
 - (10) 自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑤のいずれかに該当する行為を行ったとき
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①ないし④のいずれかに準ずる行為
 - (11) 反社会的勢力に属すると判断されるとき、または反社会的勢力との関連性が認められると当社および販売店が判断するとき
 - (12) その他利用団体による本サービス利用の継続が困難であると当社および販売店が判断したとき
2. 前項に定める解除権の行使は、利用団体に対する損害賠償の請求を妨げません。
3. 当社および販売店は、利用団体に対し、3ヶ月前までに通知することにより、何らの責任を負うことなく、本サービス全部または一部を中止または廃止し、本契約を解除することができます。

第20条 契約終了時の取扱い

1. 終了原因の如何を問わず、本契約が終了した場合、利用団体は、本サービスで利用していたアカウントに関する一切の権利、特典を失うものとし、これにより利用団体に損害が生じても、当社および販売店は一切の責任を負いません。本契約終了時点において、有効にダウンロードされた本要約データについても閲覧することができません。
2. 当社は、本サービスが終了した場合、データセンターに蓄積された契約者に関するデータを消去するものとします。

第 21 条 知的財産権

本サービスに関する知的財産権は当社、販売店および正当な権利者たる第三者に帰属し、本契約によって利用団体に権利が移転することではなく、利用団体には利用権のみが付与されます。なお、本サービスの画面上で「購入」、「販売」などの表示がされている場合であっても、当社および販売店は利用団体に対して本サービスに関する知的財産権その他の権利は利用団体に移転せず、当該利用権のみが付与されます。また、ダウンロードされた本要約データの権利は著作権者が利用団体または利用者に譲渡するものではありません。利用団体および利用者は所持する対応端末にデータを保管し所持することができますが、データの所有権その他すべての権利およびデータに含まれるすべての知的財産権は著作権者に帰属します。

第 22 条 権利の侵害

1. 利用団体による本サービスの利用にあたり、第三者から利用団体または販売店に対し著作権、特許権、商標権またはその他の知的財産権を侵害するとして何らかの訴え、異議、請求等（以下併せて「紛争」といいます。）がなされた場合、販売店は、速やかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社は利用団体および販売店に代わって当該第三者との紛争を処理するものとし、この場合、紛争に関しては、当社が一切の責任を負い、当社の責任においてその解決を図るものとし、販売店および利用団体に何らの迷惑をかけてはならないものとし、必要と認めれば、販売店および利用団体は当社に必要な権限を委譲するとともに、必要な協力を行うものとし、
2. 前項において本サービスが第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害している場合は、当社は自己の責任と費用負担において次のいずれかの措置を講じ、販売店および利用団体に何らの迷惑をかけてはならないものとし、
 - (1) 本サービスを侵害のないものに改変すること。
 - (2) 利用団体が本サービスを利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (3) 利用団体が本サービスを利用することができなくなるにより被る損害について、利用団体に対し損害賠償をすること

第 23 条 権利義務の譲渡

利用団体は、当社および販売店による事前の承諾なしに、本契約上の地位または本契約に基づく一切の権利もしくは義務について、第三者への譲渡、承継、質入その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 24 条 再委託

1. 当社および販売店は、本サービスの提供に関する業務（利用料金の決済業務を含みますがこれに限られません。）の一部は第三者に委託することができます。
2. 前項の場合、当社および販売店は、第 13 条、第 14 条、第 15 条、その他本規約にもとづき当社および販売店が負担する義務を当社および販売店の責任において当該再委託先に課すものとし、

第 25 条 免責等

1. 当社および販売店は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。
2. 利用団体が本サービスを利用することにより当社および販売店が損害を負った場合は、利用団体は当該損害（合理的な金額の弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
3. 当社および販売店は、本サービスの変更、中止または終了によって利用団体に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。
4. 利用団体は、本サービスにおいて、下記の事情により一定期間、利用が停止される場合があることを予め承諾し、本サービスの停止による損害の補償等を当社および販売店に請求しないこととします。
 - (1) 本サービスのサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修等のための停止
 - (2) コンピュータ、通信回線等の事故による停止
 - (3) データセンターからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社および販売店が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータセンター等本サービスに係る設備への侵入
 - (5) 当社および販売店が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータセンター等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社および販売店が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分に起因して発生した損害
 - (8) 天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行等の不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合
 - (9) その他、やむをえない事情による停止
5. 本契約に定める免責条項が適用されない等の理由により、当社および販売店が利用団体または第三者に対して責任を負うべき場合、当社および販売店に故意または重過失がある場合を除き、これらの責任に基づく損害賠償額は、通常生じうる損害の範囲内で、かつ、利用団体が販売店に支払った損害発生月のサービス利用料金相当額を上限とすることを、当社、販売店および利用団体は予め合意します。

第 26 条 輸出管理等

1. 利用団体が本サービスを日本国外で利用する場合または日本国内の非居住者に利用させる場合、利用団体は事前に当社が求める情報を文書または電子メールにて提供するものとします。
2. 利用団体は前項にもとづき当社に情報の提供を行ったうえで、日本国「外国為替及び外国貿易法」等輸出に関する関連法規その他適用される一切の国内外の法令を遵守し、自己の責任で必要な手続きをとるものとします。

第 27 条 反社会的勢力の排除

1. 利用団体は、現在、および将来に渡って次の各号のいずれにも該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 利用団体は、現在、および将来に渡って次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて保証するものとします。
 - (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を問わず、不当に暴力団等を利用すること
 - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
 - (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社および販売店の信用を毀損しまたは当社および販売店の業務を妨害すること
2. 本契約締結後、利用団体が前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに当社および販売店に通知する。
3. 当社および販売店は、利用団体が第 1 項および第 2 項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部について解除することができるものとします。
4. 利用団体が前項の規定に違反した場合、契約者は、当社および販売店に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちに当社および販売店に弁済しなければならないものとします。
5. 利用団体が第 1 項および第 2 項の規定に違反し、当社および販売店が本契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合でも、当社および販売店は一切の賠償責任を負わないものとします。
6. 利用団体が第 1 項および第 2 項の規定に違反し、当社が本契約を解除したこと起因して当社および販売店に損害が発生した場合、当社および販売店は利用団体に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第 28 条 本規約の有効性等

1. 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により

許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. 当社、販売店、または契約者が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請をしなかったとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定その他の規定を強制する権利になんら影響を与えないものとします。

第 29 条 準拠法および提供地域

利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

第 30 条 準拠法、管轄裁判所

本契約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条 協議

利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者、販売店および当社は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

2019年3月27日 制定

株式会社フライヤー
以上